

# 平成27年第3回東大和市議会総務委員会記録

平成27年6月24日（水曜日）

## 出席委員（7名）

委員長	蜂須賀	千雅	君	副委員長	押本	修	君
委員	尾崎	利一	君	委員	大后	治雄	君
委員	関野	杜成	君	委員	中間	建二	君
委員	床鍋	義博	君				

## 欠席委員（1名）

委員 森田 憲二 君

## 委員外議員（6名）

議長	関田	正民	君	1番	森田	真一	君
4番	実川	圭子	君	17番	荒幡	伸一	君
20番	木戸岡	秀彦	君	22番	中野	志乃夫	君

## 議会事務局職員（4名）

事務局長	関田	新一	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	櫻井	直子	君

## 出席説明員（3名）

副市長	小島	昇公	君	企画財政部長	並木	俊則	君
企画財政部参事	田代	雄己	君				

## 会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情
- (3) 27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情
- (4) 所管事務調査の協議について

午前 9時32分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいまから平成27年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りをいたします。

委員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 読み上げます。

27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） 私は、この陳情はぜひ採択をして意見書を上げるべきだと思いますので、ぜひ皆さんの御協議いただきたいと思いますが、一つは平成2年に東大和市は平和都市宣言をしています。平和都市宣言を出している市として、やはりこの事態に当たって言うべきことをきちっと言うべきだというふうに思います。平和都市宣言では、恒久平和の実現と核兵器の廃絶は全人類共通の願望であると。世界で唯一の核被爆国の国民として、また国際社会の平和と協調を理念とする憲法を持つ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含む全ての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うというふうに言っています。

一方で、安倍首相は積極的平和主義ということ唱えて、いざとなったら日本も武力を行使する、こういう構えを確立することこそ、平和と日本の安全を担保するという趣旨の発言を繰り返しています。やはり、こういう趣旨に基づいて今国会に提出されているのが、ここで言われている2つの法案だと。これは、東大和市の平和都市宣言の精神と相反するものだというふうに考えます。この動きにストップをかけるのに役立つことはやるべきだというのが1つ目の理由です。

それから、2つ目に、ここは東大和市議会ですけれども、実際にこの法案が通って、戦争に出ていくのは東大和市の若者も含めた人々です。市民の命と安全を守るという立場からも、市議会としてきちっと対応すべきだというのが2つ目の理由です。

それから、3つ目に、憲法違反という指摘がありますが、実際に衆議院の憲法審査会では、自民党推薦の参考人も含めて、3人の参考人全員が、この方々皆さん憲法学者ですけれども、全員が安保法制について憲法違反と断罪をしました。それから、衆議院の平和安全法制特別委員会では、自民・公明推薦の2人の参考

人は、これを憲法の許容範囲、我が国の安全保障にとって極めて重要などと述べましたけれども、野党推薦の参考人はいずれも憲法違反というふうになりました。今回は憲法学者に加えて、内閣の憲法解釈の中心を担ってきた2人の内閣法制局長官経験者が憲法違反としたという意味は、極めて重いものがあると思います。

既に5,000人を超える学者、研究者が憲法違反の戦争法案は廃案にすべきだというアピールに賛同もしていると。日本共産党の立場で言うと、この法案は憲法違反だという立場です。ですが、少なくとも、これらの国会の審議や、それから国民の世論調査でも、これ共同通信で最新の世論調査で、この法案が憲法に違反していると思いますか、思いませんか、違反していると思うというのが56.7%、違反しているとは思わないというのが29.2%、こういう世論状況でもあります。ですから、極めて違憲性が高いということは明らか、この2回の参考人質疑などから明らかだというふうに思います。違憲立法は許されないわけですから、本来これだけ指摘を受けて、違憲立法の可能性が高いという法案については、政府は撤回して廃案にするのが筋だと。日本共産党の立場は、憲法違反であり、日本を戦争する国につくりかえる平和安全法制は廃案にすべきだという立場です。同時に、今国会での成立に反対するという1点での共同も呼びかけてきました。したがって、安倍政権が会期の大幅延長してまで、今国会での強行に固執するという姿勢を示している状況のもとで、この姿勢を拙速として批判をし、慎重審議を求めているという、この陳情は採択すべきだというふうに考えています。ぜひ、皆さんの活発な御議論で採択していただきたいというふうに思います。

○委員（中間建二君） 私も、この陳情を拝見させていただきまして、今回の今まさに審議中であります平和安全法制に対して、慎重に審議をしてもらいたいと、こういう陳情であります。今国会のほうでさまざまな経緯の中で審議が重ねられ、今回会期を大幅に延長して審議をします。まさに、慎重審議をやるための会期延長だというふうに理解をしておりますので、こういう安全法制に関する問題については、できるだけ幅広く国民の理解、合意を得ていく、これは当然大事な取り組みだと思いますので、国会の中でわかりやすい審議をし、また幅広く国民に理解を得ていく、こういう意味での慎重審議は私もぜひやってもらいたい、こういうふうに考えております。

一方で、この陳情趣旨の中には、今回の平和安全法制が憲法9条に反するというふうに入っております。私は、今回出されました今審議をされております平和安全法制については、憲法9条が許容する範囲の中で、どこまで自衛の措置をとることができるのか。こういう議論を積み重ねた結果として、今閣議決定がなされ、そして法案が出されているというふうに理解をしております。そういった意味では、私は憲法9条には違反するとは思いません、考えておりませんので、慎重審議をするということについては、そのとおりでと思いますが、憲法9条に反するので云々ということになりますと、なかなかこの陳情を採択をするということには至らないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 今中間委員のほうから、憲法9条に違反するものではないという話だったんですけど、私は明確にこれは違反するものだというふうに考えておりますし、大学でもそのように習いました。拡大解釈と類推解釈の禁止というのは、すごく徹底的にたたき込まれまして、特にこの憲法に関しては、非常に類推解釈の禁止ということを当時の教授から言われておりまして、この集団的安全保障に関しても、大学の試験でたしか出たんですよ、これ。それで、それを認める方向、当時はこのような閣議決定なかったもので、こういった文言ではなかったんですけども、要は憲法の解釈を時の内閣によって、ころころ変わるようなものではないと。憲法に関しては、わざわざそれを変えるときには、厳正な手続を求めている以上、それに関しては通常の

法律よりも、もっと厳正に解すべき立場を明確にしないと、僕らはすごくマルにされなかったんですね。実際に、私はそれで今まで過去の判例とかもずっと見ていて、それに沿ってきたものだというふうに思っていましたけれども、今回新たに提出されたこの法案に関しましては、明らかに私の感覚とってはおかしいですけど、考えでは違反するものだと思っています。もちろん、やまとみどりでもそのように話し合っ、これに関しては陳情に関しては賛成をしたいと思っています。

以上です。

○委員（関野杜成君） 一番いいのは、多分共産党の尾崎さんに聞くのが一番いいのかなと思うんですけども、私は正直今のところ迷っている状態であります。憲法9条に対して、現状違反するかどうかというところに関しては、私の中では違反するのかなというふうには考えているんですけども、現状政府が行おうとしていることに関しては、私は別に反対するものではないと。ただ、やはりあいつたことをやるのであれば、憲法改正が必要なんじゃないかなというのが私の認識でもあります。ただ、今回先ほど中間委員のほうからもあったように、この陳情を出されたときは延長されてない時期でした。ただ、延長されたというところに関しては、慎重に審議してくださいというところには、当てはまってくるのかなというところに関すると、バツになってしまうんですけど、ただ先ほど私が言った内容に関すると、マルになってしまうというところで、皆さんのいろいろな御意見を今お聞きしながら判断をしているというところでもあります。

○委員（大后治雄君） 私も大学時代に憲法のゼミにおりまして、小林節先生の直弟子だったもので、いろいろ期待されているんでしょうけども、ちょっとその辺のお話をさせていただきたいと思います。

6月4日に衆議院憲法審査会が開かれまして、その際にも小林先生が参考人として招かれました。その際の9条1項、2項についての話を少々させていただきたいと思います。

9条1項は、国際紛争を解決する手段としての戦争、これはパリ不戦条約以来の国際法の読み方としては、侵略戦争の放棄でありますから、我々は自衛のための何らかの武力行使ができると、ここに留保されていると。ただし、2項で軍隊と交戦権が与えられていないので、海外で軍事活動する道具と法的資格が与えられていない。

よって、自民党政府のもとで一貫して警察予備隊という第2警察としての自衛隊をつくって、軍隊と違って腕力については比例原則で縛られまして警察のごとき振る舞いをして攻めてこられたら、我が国のテリトリーと周辺の航海と航空を使って反撃することが許される。例外的に、もともと絶たなければいけない場合は理論上、敵基地まで行けるとい、この枠組みはずっと自民党がつくって守ってきたもので、小林先生はこれは正しいと思っているというふうに述べられています。

ただ、この9条そのままにして海外派兵をする、集団的自衛権というのは、国際法上仲間の国を助けるために海外に戦争に行くというようなことでありまして、これが集団的自衛権でないという人はいないというふうに思います。これをやろうというのですから、憲法9条、とりわけ2項違反であるというふうに小林先生はおっしゃっています。私も同様の見解をとる立場でありまして、9条を小林先生自体は改憲論者でありまして、私も憲法を改正すべきであろうというふうなことは考えています。ただし、憲法9条に関しましては、3月の議会で申し上げましたが、憲法9条の趣旨を生かしつつ、その趣旨をはっきりと明確にするという意味での改正を行い、憲法9条を大事にするというような立場でありますので、その点で考えれば憲法9条に違反する疑義が少しでもあるのであれば、まず憲法改正するのが筋だろうというふうに考えます。

よって、今回出されています安全保障法制に関しましては、平たく申し上げますと安全保障法制そのものと

いうのは、私は必要だと思っています。ただ、現在出されている安全保障法制というのは、いわゆる集団的自衛権というものが日本で行使できるというような考え方に立脚しているものでありますので、私はこれは非常に危険な思想であるというふうに考えます。

よって、この安全保障法制には賛同することはできないというような考え方です。なので、できればここでは慎重審議と書いてありますが、できれば出し直しをしていただいて、個別的自衛権と警察権その他、日本がもともと保持している、保有している権利に基づく安全保障法制を出し直ししていただいて、しっかりとそこでまた審議をしていただくというようなことが、私は正しい方策かなというふうに考えていますので、今回の陳情の趣旨には賛同したいというふうに思っています。

現在国会のほうでもいろいろと審議をされている中で、自民党さんの国会議員の中でも明確に反対をされている方もいらっしゃるようで、村上誠一郎さんであります。もう10期以上やられた重鎮の方でありますけれども、そういった方もいらっしゃいますので、やはりそれぞれの政党の中でいろんな考え方が混在しているという中で、しっかりともう1回、慎重に審議を重ねるということは、非常に有益なことであるというふうに思っていますので、私は趣旨に賛同したいというふうに思っています。

以上です。

○委員（押本 修君） 1点だけ、お話をいたします。

私は農学部でしたので、憲法学者のゼミにも所属していませんでしたから、余り専門的なお話はできません。ただ、いつも委員会の陳情審査のときには、必ず話題というか、問題になるんですけども、陳情者が一体何を言っているかという部分に正確に対応する必要があると思っています。私は、この陳情者は拙速を避け、慎重に審議をしていただくべく国会に意見書を提出してくださいというのが、陳情者の趣旨というふうに捉えておりますので、その部分についての判断をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議はありますでしょうか。

○委員（尾崎利一君） まず、今回の国会の会期延長ですけれども、国会の会期制というのは定められた会期中で法案を審議するということから定められたものです。そういう意味では、政権与党の横暴な国会運営を規制するルールとして会期制がある。それを95日間延長して、場合によっては参議院の議決ができなくても成立させてしまおうということまで見込んだ会期延長としてやられているという点では、これが慎重審議を保障するものとして延長されたというふうには私は考えていません。ただ、その見解です、見方が調うか、一致するか、一致しないかということで、この陳情に対する態度が分かれる必要はないというふうに思っていますけれども、私はそういうふうに今回の国会の会期延長については考えています。

それから、関野委員のほうから憲法違反だと思っているけれども、今国会でやっている、与党が出している法案について、その内容については反対ではないと。しかし、やるのであれば憲法を変えてからやるべきではないかという論点は、非常に大事な論点だと私は思います。やはり憲法というのは、時の権力者を縛るためにあるもので、時の権力者がその憲法の解釈をどんどん自由自在に変えて、それでその法案を出して数の力で押し通してしまうということになったら、何のための憲法なのかということになるわけで、今与党が提出している法案の中身について、たとえ賛成していたとしても、そのやり方そのものがどうなのかという点は、立憲主義というふうに言われますけれども、最高法規である憲法をどう扱うのかという点で、民主主義の根幹にかかわる問題ではないかと思えます。ですから、憲法違反ではないかというふうに考えるのであれば、やはりこれ

はこういうやり方はすべきでない。少なくとも、慎重審議を求めるという内容については、賛同いただけるんではないかと。

それから、慎重に審議してくださいということについては、バツだってさっき言われたのは、どういう趣旨なのか、ちょっと伺いたいんですが。

○委員（関野杜成君） 今ちょうど尾崎委員がお話ししていたとおりなんですけれども、この陳情でマルにした場合、今尾崎委員がお話しした内容というのは、意見書には書けないのではないかなど。ある意味、これは慎重審議をというところなので、それだけを書くのであれば慎重審議というところをとれば、延長されたことによって慎重審議になっているのかなというところなんです。憲法改正をということであれば、私はマルはできるんですけれども、この文章からすると、そここのところまで踏み込んで書ける意見書ではないのかなとなると、現状の慎重に審議というところからすれば、時間が伸びたというところでオーケーなのではないかなど。単純に言うと、今のこの慎重審議というのを意見書へ出しても、もう意味がないのではないかなという意見であります。だから、この中には正直意見書には憲法9条を改正してというような意見書は書けるのであればマルですけれども、書けないのであれば私はバツになってしまうのかなという考えです。

○委員（尾崎利一君） 慎重に審議するというのは、受けとめ方がいろいろあるので、とり方がいろいろあるので、そのとり方が食い違うということはあっても慎重に審議してくださいという点で一致できるのであれば、私は上げられるというふうに思うんですね。

それで、さっき世論調査引きましたけど、これは共同通信の最新の世論調査ですけど、憲法についての態度はそういう態度ですし、先ほど述べたとおり、違反していると思うのが56.7%、違反しているとは思わないが29.2%、それから今国会で成立させる方針に賛成の人は26.2%、反対の人は63.1%、それから安倍政権がこの法案について国民に十分に説明していると思いますかという点でいうと、説明していると思うというのが13.2%、説明しているとは思わないという人が84%という世論状況ですよ。慎重審議というのは、私は少なくとも、こういう状況の中で決めてしまうのは慎重審議ではないと。これから、例えば会期を延長して95日間ですか、大幅に延長したとしても、こういう世論状況がもし変わらなければ、もしくは逆に反対が多くなるというような状況が生まれるのであれば、幾ら会期を延長したところで、それを採決をして成立させる条件は整うはずがないと、それが慎重審議ということじゃないかと。つまり、会期を十分とったから慎重審議ということではなくて、やはり国民の理解を得る、得られなければ強行しないということなんではないかと思います、私の理解はね。だから、そういう理解であれば慎重審議をしてくれということは、大変大きな意味を持つというふうに思います。

○委員（関野杜成君） 今のお話し、出し直しをしてくださいというほうが合っているのかなというふうには思うんですけれども、ただ議案の出し直しと今からの現在出ているものの慎重審議となると、また内容が違ってくると思うんですが、今の尾崎さんの話だと、どちらかといえばだったら出し直しをするような意見書のほうが、私は同じ意見書を出すのであればベストなのかなというふうに考えるんですが、現状陳情者からは慎重審議という意見書ですので、この意見書に対して、どうしても今の法案に対しての慎重審議になってしまうので、意味がないのかなというふうに、どうしてもちょっと私は考えてしまうんですけど。

○委員（中間建二君） 今さまざま皆さん御意見述べられて、拙速を避け慎重審議をしてもらいたいということについては、恐らく誰も反対しないでしょうし、またましてやなおさら平和だとか、国民の命に関係する問題ですから、慎重に審議をすべきだと、これは多分皆さん一致だと思うんですね。ただ、私はだからこの慎重審

議という趣旨では賛同できるけれども、先ほど申し上げたように、憲法9条に違反するということについては賛同はできません。このことについては、恐らく余りここで集団的自衛権なり、自衛権の考え方の議論を深めてもとは思いませんけれども、また一方で日本が攻められたときに、反撃をする、もしくは国家を守る、国民を守る意味での自衛権というものを、これは恐らく誰もここにいらっしゃる方否定はされないんだと思うんですよね。それが、今までは個別的自衛権と集団的自衛権という二者択一に解釈をしてきたので、個別的自衛権は日本はとり得るけれども、集団的自衛権はとり得ないという解釈が今回変わったんじゃないかということで、憲法違反だと心配されている方がいらっしゃるということは、私も十分承知しているんですね。

ただ、今回の法制なり、閣議決定は何度か前任期中に総務委員会でも議論がありましたけれども、従来国が言ってきたいわゆる他国を守るための集団的自衛権は採用しないということは、はっきり国会答弁でも、また閣議決定の中でも、他国を守るためのいわゆるフルスペックの集団的自衛権は日本はとり得ないということは、はっきり政府等の方針として述べているわけですよね。その上で今回集団的自衛権という概念に入るのは、あくまでも日本の国家の存立とか、国民の生命とか、まさに個別的自衛権と言われる概念の範疇に恐らく入であろう部分については、とり得なければ日本の平和、また世界の平和は守れないんじゃないかという考え方で、これが憲法に違反するとおっしゃる方もいることは私は承知しているんですけれども、どこまでも個別的自衛権の範疇の中での国の存立、また国民の命を守るという考え方の中で閣議決定がなされ、法整備がされているというふうに私は理解していますので、今回の法制については、私は自衛権というものが恐らくこれは誰も否定されない国家の存立、また国民の命を守るということについては、誰も否定がなされない以上、私は今回の法制については、あくまでも憲法の枠内で日本がとり得る国の存立、また国民の命を守るための限界を示したものであるというふうに理解を私はしております。ですから、憲法に違反するということは、当然なものだというふうに理解をしております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） まず、関野委員のお話で私は廃案にすべきだという意見ですから、そういう意見書を出せるのが一番いいと思っているわけです。ただ、ここで出されている陳情は慎重審議を求めているということで、今先ほど私は安倍政権は強引な国会運営の上に強引に成立させようとしていると、今回の会期延長も含めて、そう理解している。そういう状況の中で、慎重に審議してくださいというのは、歯どめになるというふうに思っています、意味があると。ですから、これは意見書を上げることには意味があるというふうに思っています。

それから、今中間委員から憲法には反しないということですが、フルスペックか最小限か、政府が方針として示しているということですが、法律上は何らその歯どめはないと、政府の方針が変われば、いつどうなるかわからないという状況だと思います。存立危機事態という、他国に対する武力攻撃で自国の存立が脅かされた国があったのかというふうに、国会で共産党質問しましたけれども、具体的事例を示せないと。ですから、立法事実そのものが存在しない。他国に対する攻撃が自国に対する脅威に、自国の存立を脅かすなどという事態に陥った国は、政府は挙げることができなかったわけです。それで、これは内閣法制局長官も、この意見陳述の中で、例えば必要最低限みたいなことを言うけれども、中東ホルムズ海峡の機雷封鎖が我が国の存立を脅かす事態に至りようがないと、中東有事にまで出番を広げるのなら、限定的行使でも何でもなし。国の利益を守るため必要なら行使できると言っているに等しい。従来政府見解を明らかに逸脱していると、集団的自衛権を行使することは進んで戦争に参加することだ。敵に我が国を攻撃する大義名分を与え、進んで国民

を危険にさらす結果しかもたらさないという等々述べているわけです。こういう点からいって、先ほど上げた世論調査の国民のこの法案に対する憲法認識からいっても、これは憲法違反だという、この陳情で指摘するのは当然のことではないかというふうに思います。

○委員（床鍋義博君） 尾崎委員が言い尽くした感があるんですけど、プラスとして関野さんのさっき会期延長したから、慎重審議に関してはいいんじゃないかという、できているんじゃないかという話だったんですけども、やっぱり会期延長イコール慎重審議ではないと思うんですよ。要は、内容が伴ってないと慎重にやったとは言えないと。だから、期間だけ長くして、これで採決ねという話になったときに、それは慎重な審議とは言えないんじゃないかなというふうには私は思っているわけなんです。だから、期間が伸びたからといって、イコール慎重審議だということにならない。要は、その内容、それからやっぱり社会情勢、もちろん先ほど世論の話も出しましたが、そういった国民が理解していて、これは絶対そのとおりだなという話になれば、それは慎重審議を尽くした結果として、そうなればいいのかもしれないけれども、今現在そういう状況にはないというふうには私は考えているので、そのように考えていただければなというふうに思うのと、あと中間委員が憲法9条にはやっぱり違反しないという話だったんですけども、確かに国際情勢がすごく憲法成立当初から大分変わってきて、近隣の国の脅威というのも非常にわかりますと。それは、個別自衛権もそうだし、集団的自衛権に関しても安全保障条約があるから、そういった流れで来ているというのにはわかっています。

ただ、今回の閣議決定は、それを超えていると思っていて、憲法はこうあるべきだというもの、今現在の憲法に違反しているのかというのは、全く別問題って考えなければいけないんですよ。今現状の憲法からはみ出るといって考えているんだとしたら、正当な手続で憲法改正したほうがいいと思いますし、それができないから閣議決定で変えてあげようというふうに考えているのであれば、明らかに私は憲法違反だというふうに考えているので、これに関しては陳情趣旨のところに書いてある憲法9条1項及び第2項に反するというのは、私はそのとおりだなというふうに思っておりますので、これに賛同するべきだというふうに思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 私は憲法の枠内で何ができるのかという議論を突き詰めた中で、今回の閣議決定や安全保障法制が定められたと思っておりますので、憲法からはみ出ているということは全く考えておりません。それで、それはもうはみ出ているだったら憲法違反なわけですから、はみ出ているということは全く考えておりません。繰り返しになりますけども、今回の閣議決定や安全保障法制は大前提として、他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認めない、それは憲法9条のもとではできないということが一番初めに述べた上で、その中で日本がとり得る自衛権の行使がどこまで許されるのかという議論の積み上げの結果、今日に至っているというふうには私は理解をしておりますので、いわゆる戦争放棄を定めた憲法9条、また他国を侵略するというようなことをやらないという日本の憲法9条の枠内で、日本の国家の存立、国民の命を守るために、何ができるのかという議論の積み上げの中の結果が、今の法律の案だというふうには私は理解をしておりますし、国会でもそのような説明が繰り返し述べられているというふうに思っております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 先ほど、尾崎委員がおっしゃった立法事実の不存在というのは、重要な論点だというふうに私も考えています。そもそも集団的自衛権が必要であるかどうかということになるわけなんです。集団的自衛権が果たして本当に必要なのかということを証明するための立法事実という、立法事実というのは、



その法制度が必要であるかどうかという状況があるかどうかということの証明なんです。その証明が、ほぼ政府側からは余りなされていないというふうに私も考えています。例えば安倍総理がおっしゃっているのは、ホルムズ海峡の話ばかりされていますけども、ホルムズ海峡の封鎖というのは、今の逆に言えば政治情勢とか、世界情勢から考えれば考えにくい話なんです。ホルムズ海峡が閉鎖されて石油が日本に届かなくなるといようなことが、もし仮にあったとしても、今世界の産油国って米国になっているわけですよ。当然同盟国であるアメリカから石油というのは輸入ができるわけであって、もしそれが途絶えるようなことがあれば、それはもちろん存立危機になる可能性は高いんですけども、それはもう太平洋自体がいわゆるシーレーンとしての用をなさなくなっているという状況であって、それも全体的なことももう1回考え直さなきゃいけないことになるかもしれませんが、そこまでに行き着くには相当なプロセスが必要になってくるというふうに考えていきます。もう、それもホルムズ海峡とかというレベルではなくなるわけですね。

だから、そういった立法事実が政府が説明しきれていないというところが、私は非常に重要な論点であるというふうに考えていて、この集団的自衛権が果たして必要であるかどうかというところが、そもそも説明しきれていないというところというのは、私は大変に不満がございます。

よって、政府のこの集団的自衛権に立脚した安全保障法制そのものというのは、根拠が薄弱であるというか、政府が出してきている事実そのものがファンタジーであるというふうに思いますので、そんなファンタジーに立脚したものであるから、私はこの法制自身もファンタジーじゃないのかなというふうには思います。非常に、根拠薄弱であるので、できればやっぱり日本国がずっと戦後70年築き上げてきた安全保障の考え方そのものに、しっかり立脚して個別的自衛権と、それからもともと保有している警察権等の個別の権能を生かせるような法制を、私はしっかりともう1回出し直すべきだというふうな立場です。

以上です。

○委員（中間建二君） 非常にレベルの高い国会審議のような議論がなされてまいりましたが、私もさまざま大后委員がおっしゃる御意見も私もわかりますよ、私もわかりますし、また特に私は国会議員じゃありませんけど、公明党の中でもよく言われていることは、ホルムズ海峡の機雷掃海は、これは現実的じゃないですよということ、これはずっと公明党も国会の中では、まさに言ってきている話で、だからそこに何で総理大臣がこだわるのかというのは、我々もわからない、正直ね、だから余りこれは地方議会で議論してもしょうがないかなとは思いますが、ただ私はホルムズ海峡は現実的じゃない。けども、一方で朝鮮有事という言葉がありましたけども、それはやはり南北に分かれている今の朝鮮半島の状況を見たときに、いつ何があってもおかしくないし、また国の名前は言いませんけども、核兵器を開発して実験も行っている国が近くにある。また、弾道ミサイルも日本に向けて発射をしてきたという事実も、これも明確にある、これがずっとこの数年続いてきているということは明確に、これはあるわけですから、国際環境が変わった日本の周辺の安全保障の状況が変わったということは、やっぱりこれは厳然としてあるのかなと。ただ、その中で何ができるのかということまでは申し上げませんが、けども日本を取り巻く安全保障の環境が変わっているということは、これはあるのかなというふうに理解しています。

以上です。

○委員（大后治雄君） 安全保障の環境が変わっているということ自体は、私も認識していますし、それには賛同します。ただ、先ほど申し上げたように、やっぱり立脚すべき考え方というところが、集団的自衛権に立脚するのか、個別的自衛権、その他の権能に立脚するのかというところの差ののかなというふうに思いますので、

いわゆる国際情勢そのものの変化には、何らかの形で対処しなければいけないという立場は、私は異にしているというふうに思っています。

以上です。

**○委員（尾崎利一君）** 今中間委員のほうから、国際環境、安全保障環境が大きく変わっているということと言われましたけれども、これは国会においても政府が繰り返し言っていることですが、しかし具体的な事実は国会では政府は上げられないというのが現状だというのは確かなわけですね。それで、例えば米ソの冷戦という厳しい安全保障環境の時代もあったわけですが、そういう時代と比べて現在はどうかというような論証も何らなされていないわけです。この宮崎さんという内閣法制局長官の言葉を東京新聞の6月23日付で抜粋していますが、明確なんですよ。攻撃を受けていないのに、自国防衛と称し武力行使するのは違法な先制攻撃だと。限定的というものを含め、従来の政府見解と相入れない、9条に違反し法案は撤回されるべきだと、こう言っているんです。集団的自衛権の問題ですよ。他国が攻撃されたという理由で、武力行使するわけですが、自分は攻撃を受けていないのに自国防衛と称して武力行使するというのが、その本質であって、これは違法な先制攻撃だというふうに断じているんですね。

だから、これはもうどこからどう見ても、そもそも集団的自衛権もそうですけれども、アメリカの要求でイラクなどにもサマワにも自衛隊派遣したわけですよ。この法律通れば、そういうところに出ていって、サマワどころかサマワは一応非戦闘地域ということになっていたわけですが、今回は非戦闘地域という概念なくして、現に戦闘が行われていなければ、たとえ最前線であっても自衛隊派遣できて、しかもそこで武器・弾薬の供給もできると。これを後方支援活動と呼んでいるわけですが、後方支援という言葉は国際的には存在しなくて、これは兵たんなんです、ロジスティック、兵たん、安倍首相も志位委員長が兵たんという言葉を使ったら、兵たん、兵たんと言って答弁していましたけれども、兵たん活動というのは、もう武力行使と一体不可分なものなわけですよ。もう軍事行動そのもの、それを行うという法律が憲法9条に反しないはずがないと、これはどう考えても。そういうところに自衛隊が行って、当然攻撃されることになります。攻撃されたときに、自己保存型の武器使用を行う。これは武力行使じゃないというふうに言ったわけですが、自己保存型の武器使用などという概念も国際的には存在しない。武力行使と、そういう自己保存型の武器使用を区別するような概念は存在しない、武力行使そのものなことなわけですよ。これは、もう誰が考えても憲法違反、ここで憲法に反するのでと言っているのは、難しい議論じゃなくて、もう誰が考えても、そう指摘せざるを得ないような法案になっているというふうに理解をして、この陳情者も当然のように書いているんじゃないかと私は思います。これが憲法違反じゃないというのは、ちょっと私は理解できない。

**○委員（中間建二君）** 憲法違反か、違反でないかというのは、それぞれ見解があることは当然だと思いますので、そのことについては全くそうだと思いますが、また一方で今回国際平和支援法という新しい法律が恒久法として制定される中で、今そのことの懸念が述べられたと思いますけれども、またこの法律に基づく国際貢献は、あくまでも国連決議がなければ、この支援ができないということが、これ法律に明記されておりますので、私は国連という世界の加盟する国が一致して、世界の平和、安全を守ろうとする国連の活動に日本の憲法の枠内で、海外での武力行使はできないというのが日本の憲法ですから、憲法の枠内で日本ができる世界平和、世界の戦禍で苦しむ方々への支援、貢献、何ができるのか、こういう中での今回の法案だというふうに、私は理解していますので、この国際平和支援法についても、憲法の枠内で日本がとり得る措置として考えられているものだというふうに私は理解をしております。

以上です。

○委員（尾崎利一君）　これまで、自衛隊は国連決議がなくてもイラクにも派兵をしました。その点については、何ら変わらないと。

それから、たとえ国連決議があったとしても、憲法9条を持つ日本が兵たん活動できるのかというのは、全く別問題です、これは憲法違反です。

○委員（中間建二君）　繰り返しになりますけど、今回の法律はあくまでも国連決議に基づく、または一定の国際機関の要請に基づく国際貢献という位置づけだというふうに、私は聞いておりますので、国会議員じゃありませんので、それ以上理解していませんけれども、そういうふうに私は理解しております。

○委員長（蜂須賀千雅君）　ほかに自由討議はありますか。

○委員（関野杜成君）　陳情に関しては、私もずっといろいろ審査をしてきているんですが、その中でもやはり陳情者の調査趣旨のところによって、必要だけでも、これはオーケーできないよねという部分も以前もあったと思います。私、先ほどから述べているように、現状のものは憲法違反であって、実際には必要だと私は思っていますので、憲法改正をして行くべきだという意見はありますが、こちらに書いてあるのは、慎重に審議をするということを国会に意見書で提出してくださいということですので、私がある意味思っている9条の改正だったり、今現状上がっている法案に対して、取り下げてくださいということは、意見書では書けないというふうに私は理解しております。そういう意味では、ちょっとそれが書けないのであれば、この慎重に審議してくださいというところ、ここに関しては先ほど尾崎委員からも慎重に審議というのは、こういうことだというようなお話もありましたが、ちょっと意見書としては弱いのかなというふうに私は思うので、今までのいろんな方の御意見を聞きましたが、ここで答えを言う必要はないのかな。賛成というわけではありませんが、意見書にちょっとそういったことは書けないというところからすると、ちょっと今回のこれはバツなのかなというのが、無所属の私、関野杜成、個人の意見です。

○委員（尾崎利一君）　今中間委員のほうから、9条に反するのか、反しないのかということで、一定のやりとりありまして、それはそれで深まったんじゃないかと思いますがけれども、憲法違反だという意見が多数あるという事実、もしくはそういう指摘が多数あるという事実については、一致できると思いますけど、その点はどうでしょうか。

○委員（中間建二君）　そういう御心配をされている意見があるということは、当然承知していますし、国会の中でも、その点についてが一番大きな争点になっているということは、もちろん承知しておりますが、ただ憲法違反だと断罪されるということについては、当然私どもは、また私個人も憲法には全く違反する内容ではないというふうに、私は考えております。

○委員（尾崎利一君）　自由討議の中で私の意見ですけれども、憲法9条に反するという指摘が多数あるという現実について、一致できるのであれば、そういう状況の中で拙速を避け慎重に審議してくださいという意見書を上げると。例えばこの陳情について、趣旨採択にして意見書として、そういう内容の意見書を上げるという点では、どうでしょうか。そういう点で一致ができるのかどうか。

○委員（中間建二君）　私は懸念する意見があるということは承知していますけれども、繰り返しになりますが、憲法に反するとは思ってないので、この意見書を上げるということに対しては、賛成はできません。この陳情に賛成することはできません。

○委員（尾崎利一君）　陳情そのものに対する見解は、どういうふうに扱うかは別にして、今言った憲法に反す

るという指摘があるという事実を踏まえて、拙速を避けて慎重に審議してくださいという意見書を委員会で上げていくという点では、どうでしょうか、そういう意見書を上げると。

○委員（押本 修君） そういう意見書、これから上げられるということなんですか。今は、あくまでこの陳情ということなんじゃないんですか。

○委員（尾崎利一君） ですから、一致ができないわけですよ、今。この陳情について、私はだから一致できないのであれば、趣旨採択にするなどして、この意見書として憲法9条に反するという指摘も多数あり、そういう状況を踏まえて拙速を避け、慎重に審議してくださいという意見書を国会に上げるというところで一致ができないだろうかということ、ちょっと。

○委員（中間建二君） 今回のこの陳情については、憲法9条に違反するということでの慎重審議を求めているので、これを趣旨採択すると、私はかえって変な誤解を私は生んでしまう、私も含めて憲法違反だと考えているというふうにとられかねませんので、そういう立場ではない、明確にないわけですから、それはいかなものかと思います。

それから、慎重審議ということで、これは当然やるべきだと思いますけれども、そのことについては、先ほど関野委員も言われたように、まさに会期延長してしっかり時間をとって十分な審議ができるようにということ、今進められているわけですから、あえて意見書を上げるという必要性も私は考えておりません。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（押本 修君） それでは、討論させていただきます。

現在我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であると考えます。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障、そして防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとしての信頼関係及び協力関係を深め、その上であらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要であります。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが必要だからであると考えます。切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「我が国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようになり、具体的には武力攻撃には至らないグレーゾーンの事態から、我が国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応が可能となります。また、我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要であり、これまでの我が国の役割を拡大し、国際社会の一員として責任ある貢献をしていく必要があります。平和安全法制の成立により、国際的な平和協力活動にさらなる貢献をすることが可能となると考えます。

与党である自民党は、平成24年の総選挙以来、安全保障法制の整備を公約に明確に掲げ、選挙を通じて国民の審判を受けてきました。特に昨年末の総選挙では、昨年7月1日の閣議決定に基づき、法案の整備を速やかに図ることを明確に公約に掲げてあります。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民の皆様にお約束したことについて、選挙後の国会で速やかに実現を図ることは当然のことと考えます。加えて、現在審議中であることでもありますし、会期の延長も決定されていることから、本陳情には賛成しかねます。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 私は、この陳情については採択をし、意見書を国会に提出すべきだというふうに考えます。

理由については、自由討議などでもる述べましたけれども、一つは東大和市、平和都市宣言、ここに掲げられた全ての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うという平和都市宣言の趣旨に、真っ向から発する法案になっているということが一つです。

そして、2つ目に、この法案は日本を戦争する国につくり変えるものであって、東大和市の若者を戦場に送り出すことになるからです。

そして、3つ目に、国会での審議を通じて、この法案が憲法違反のものであるということは明白で、世論調査でも56.7%の方が憲法違反だと思うというふうに断じている状況です。そういう状況のもとで、安倍政権が会期の大幅延長してまで、今国会で強行するという事に固執しているもので、この姿勢を拙速として慎重審議を求めると、この陳情に賛成するものです。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を採決いたします。本件について、委員長は不採択と採決いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時45分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（蜂須賀千雅君） 27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、本件を議題に供します。朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情

○委員長（蜂須賀千雅君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） この陳情に述べられているように、政府がアメリカ、そして日本政府も横田基地へのC

V22オスプレイの配備計画について明らかにしています。この点で市の認識を伺いますけれども、国や東京都からの説明を受けているのかどうか。それから、周辺5市1町からの情報提供を受けているのかどうか、まず伺います。

○副市長（小島昇公君） このオスプレイの横田基地配備計画につきましては、国、東京都から説明を市のほうにはごさいませんので受けておりません。また、横田基地の周辺5市1町、こちらの連絡会のほうからも情報提供は受けておりません。市のほうから確認をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 市のほうから能動的に、そういう情報提供を得ているかという意味だったんですけれども、そうすると5市1町からは一定の情報が入っているということですが、このオスプレイという軍用機についての市の認識、どういう認識を持っておられるのか伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） 東大和市としましては、情報の収集を5市1町の連絡会のほうに、私どもからいろいろな形で問い合わせをしたりして、情報を得ているということでございます。今の御質疑でございますが、対策連絡会のほうに国が説明した資料ということで、CV22オスプレイについてという資料がございます。その確認、あるいは新聞報道等での情報というようなことで情報を得ております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） その情報に基づくCV22オスプレイという軍用機の、例えば安全性について、市がどういう認識を持っているのかということなんです。

○企画財政部参事（田代雄己君） CV22オスプレイについてという、国が対策連絡会に説明した資料は武蔵村山市のホームページに掲載されているところですけども、それを読みますと安全性につきましては、まだ飛行時間が4万2,000時間にとどまっていると。通常の事故率というのは、10万時間に達しないと有意な数値を算出することが困難であるというような文章がありまして、さらにその上であえて事故率を機械的に積算すると7.21というような数字になるというような文章になっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 7.21という数字は比較的安全なんでしょうか、比較的危険なんでしょうか。そこら辺は、どういう認識でしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 他の飛行機に比べれば高い部類に入るのではないかとというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今市議会のほうには、市議会として、こういう意見書を提出してほしいということで、陳情上がっているわけですけども、これはそういうことが必要だというふうに市民の皆さんが判断をされて、市議会にこういうものが提出されているわけです。市としては、そういう他の米軍機に比べても事故率が高い、今の答弁をそのまま使えば、総体的には危険性が高いということになると思いますけれども、そういう軍用機が横田基地に配備されるに当たって、他市でも要請など行っているわけですね。市としては、そこら辺について、特にこの配備計画が発表された5日後にハワイで海兵隊資料ですけども、オスプレイが着陸失敗して2人死亡者出すというような事態のもとで、東大和市においてもやはり申し入れを行っていく必要があるのではないかと思いますけれども、そういう問題ではないかと思えますけれども、そこら辺についての認識はいかががでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 過日の一般質問でも、お答えをさせていただいている内容と重複するかと思えますけれども、東大和市単独で今の時点で申し入れをしていくという考えは持ってございません。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） そうすると、市の対応がこの陳情で問われているわけではないので、これで終わりにしますけれども、このオスプレイの横田基地配備が発表されて以降、市としてそういう情報収集も含めて、どのような対応をこれまでとってきたのかについて伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 繰り返しになりますけれども、市の対応としましては、5市1町の基地対策連絡会のほうに確認しまして、その都度説明を情報収集しているということです。特に、5市1町のほうで国が直接出向きまして、横田基地の配備については御説明を受けておりますので、その辺の情報等につきましても入手したり、あるいは情報についてはホームページに載っていますので、そこから情報収集をしているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時 4分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

○委員（尾崎利一君） この横田基地へのオスプレイ配備の問題は、私、一般質問でも取り上げましたけれども、先ほどここで審査をした戦争法案にもかかわって、大変重大な問題だというふうにとめてあります。このCV22オスプレイというのが、MV22と違う危険な任務を持っているというのが、これは2012年9月19日の防衛省の資料の中で出ていて、CV22というのは特殊作戦という独特の任務を行うので、過酷な条件下で訓練活動を行う。より過酷な条件下での訓練活動により、MV22よりも高い事故率を示していると推察するというふうに書いてありますけれども、これをそのまま読むと機体そのものはそう大きく変わらないんだけど、任務が非常に過酷なものになって事故率がふえているということなんです。そういう点でいうと、横田基地という人口密集地の真ん中にある基地に、そういう軍用機が来るということそのものが、普天間基地と同様、大変重大な問題ですし、それから危険な任務という、危険な任務の中身が大変重大だ。これは、東大和市も5市1町からもらったというCV22オスプレイについてというものの中にも出ていますけれども、CV22が輸送する米軍の部隊は、アジア太平洋地域に所在する米軍の特殊作戦部隊などですというふうには、ここで説明されていて、この特殊作戦部隊のホームページを見ると、ゲリラ戦や国家転覆、意図した妨害作戦、諜報活動、脱出及び逃亡作戦及び見えにくい秘密の状態で他の軍事行動、こういったことも行うのが特殊作戦部隊ですか、特殊部隊の任務の中に9つの基本任務の中に位置づけられていると。

それで、おととい22日の参議院の決算委員会の審議の中では、このC V22オスプレイで米特殊部隊に加えて、自衛隊の特殊部隊と日米共同訓練が可能になる。こういう見方を防衛大臣が示したということで、やはりこれは戦争法案と軌を一にして日本の自衛隊を米軍指揮下で働かせるという流れの中での配備ということからいっても、このC V22オスプレイの首都東京横田基地への配備は撤回すべきだというふうに思います。

それと、これはちょっと重複になりますけれども、過去5年間だけでも、これは死亡事故ですね、死亡者が出た事故、アフガンでの着陸失敗、それからアフガンでの離陸中ドアが開いて兵士が落下、アフリカ、モロッコで離陸直後旋回中に墜落、訓練中にドアがあいて兵士が落下、ペルシャ湾上で揚陸艦から離陸しようとして墜落、そして今回のハワイでの着陸失敗、6回の事故を繰り返しているという危険な軍用機だということも事実をもって明らかになっているので、これは周辺の住民の皆さんが撤回を求めるのは当然のことだというふうに思います。そして、東大和市は実はここは非常にコンパクトな市ですから、横田基地の10キロで円を引くと、東大和市丸々その10キロ圏内に、ちょうどすっぽり入ってしまうという位置にもあるので、これはもう人ごどころか、大問題、市民の命にかかわる大問題でもあるというふうに思います。ですから、これとはぜひ陳情を採択して、意見書を出すということでやっていく必要があるのではないかとこのように思います。ぜひ、皆さんの御意見いただきたいと思います。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに自由討議ございますか。

○委員（押本 修君） 委員長、この際動議を提出いたします。

27第7号陳情につきましては、横田基地への配備を撤回してほしいという大変重い内容の陳情でございます。これにつきましては、さらに近隣市の状況であったり、それから先日発生しましたオアフ島での海兵隊仕様M V22オスプレイの事故の調査が、まだ済んでいない状況もありますので、なお検討が必要と思われまので、継続審査の動議を提出いたします。委員長において、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○委員長（蜂須賀千雅君） ただいま押本 修委員から、27第7号陳情を継続審査とされたいとの動議が提出されました。

お諮りをいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、よって、27第7号陳情を継続審査と決します。

○委員（尾崎利一君） 押本委員から他市の状況ということがありましたけれども、これについては委員会として、資料を要求するというので理解してよろしいでしょうか。

○委員長（蜂須賀千雅君） こちらは委員長と副委員長の判断で、しっかりと用意させていただける範囲と、事前にお配りさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員（押本 修君） 尾崎利一委員に伺いたいんですけども、他市の状況についての資料というのは、例えばどういうものを指していますか。

○委員（尾崎利一君） 押本委員が言われたので、私はそういう資料ちゃんと委員会としてと言ったんですが、要請など他市でも行っていると思いますので、そういった資料です。

○委員長（蜂須賀千雅君） それでは、尾崎利一委員から今御依頼のありました資料に関しましては、委員長のほうで御用意させていただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、資料のほうをしっかりと用意させていただきたいというふうに思います。



ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時13分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

本件につきましては、まず1つ目として、昨年の第4回総務委員会において、本委員会が所管する部分について総務部と密に連絡をとり、その報告を受ける必要があるのではないかということから、所管事務調査の市の防災及び防犯対策のうち、総務部の所管に関することを立ち上げましたが、議員の任期満了とともに調査が終了してしまったため、今期においても同じ内容で所管事務調査を行いたいというふうに思います。

本日、前回同様の所管事務調査通知書（案）及び事前に皆様から提出いただきました調査項目一覧を机上配付させていただきました。

それでは、所管事務調査の調査事項について、御意見がございましたら御発言をいただき、御協議いただきたいと思います。

御意見等ありましたら御発言願います。

○委員（押本 修君） まず1点目の市の防災及び防犯対策のうち、総務部の所管に関することにつきましてですが、これは前の期で一応終了しておりますけれども、引き続き継続ということで、ぜひ続けていただきたいと思います。

それから、2点目の総務委員会の所管事務調査ということで、委員のほうから提案をいただいております。2名の委員のほうから提案をいただいておりますが、その中で共通する部分といたしまして、平和事業についてという部分が、この2人の提案者の共通する部分でありますので、ここはぜひこの平和事業についてということで、総務委員会として所管事務調査の立ち上げをしたらどうかという意見であります。

以上です。

○委員長（蜂須賀千雅君） ほかに御意見ございますか。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時20分 開議

○委員長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本委員会におきまして、所管事務調査のうち、市の防災及び防犯対策のうち、総務部に所管すること。

目的として、現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するため。

方法としては担当部課より説明を求める。また、必要に応じて現地調査を行う。

期間とすれば、調査が終了するまで。

なお、閉会中においても継続して調査をすることができるものとする。

そして、もう一つが戦後70年における東大和市の平和事業の実施状況と今後の充実について。

同じく目的に関しては、現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するため。

方法とすれば、担当部課より説明を求め、必要に応じて現地調査を行うこと。

期間は調査が終了するまで。

なお、閉会中においても継続して調査をすることができるものとする。

この2つを所管事務調査事項と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を、閉会中も継続して調査をするため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（蜂須賀千雅君） これをもって、平成27年第3回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時22分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 蜂 須 賀 千 雅